

第4期平戸市教育振興基本計画 (令和7年度～令和11年度)

《 案 》



平戸市教育委員会

目 次

— 第1章 — 第4期平戸市教育振興基本計画の策定

1. 第4期平戸市教育振興基本計画の策定について	1
2. 計画について	1
3. 計画の期間	2

— 第2章 — 本市が目指す教育

1. 本市教育の基本的考え方	3
2. 基本理念について	4
3. 重点目標について	4
4. SDGsの理念を踏まえた教育の推進	5
5. 第3期平戸市教育振興基本計画の評価	6

— 第3章 — 主要施策の展開

1. 第4期平戸市教育振興基本計画体系図	12
2. 平戸市教育振興基本計画の主要施策	13
I 平戸の豊かな未来を創造する人材の育成	13
多様性を尊重し協働する力、主体的に社会に参画する人材を育成します	
1 成長の基盤となる資質・能力の育成	13
2 多様な教育的ニーズへ対応した安全・安心な教育の推進	17
3 子どもの豊かな学びを支える教育環境の充実	21
II 生涯まなび、活躍できる地域づくりの推進	24
学びをふるさと「ひらど」のまちづくりに活かす活動を推進します	
1 学びの場の充実	24
2 ひらどっ子まんなか社会の推進	28
3 スポーツを通じた豊かな心身の育成	31
III 平戸文化の保存・活用・継承	34
豊富な地域資源を活用し未来へ輝く「平戸文化」を推進します	
1 平戸学の充実	34
2 ひらど遺産の保存・保全、活用の推進	37
3 文化芸術活動の推進	40

— 第4章 — 教育振興基本計画の着実な推進

1. 計画の周知	43
2. 計画の推進にあたっての関係機関との連携	43
3. 計画の進捗管理	43
4. 第4期平戸市教育振興基本計画（R7～R11）の成果指標	44

— 資料編 —

1. 平戸市教育振興基本計画策定委員会条例	46
2. 平戸市教育振興基本計画策定委員	48
3. 用語解説	49

第1章 第4期平戸市教育振興基本計画の策定

1. 第4期平戸市教育振興基本計画の策定について

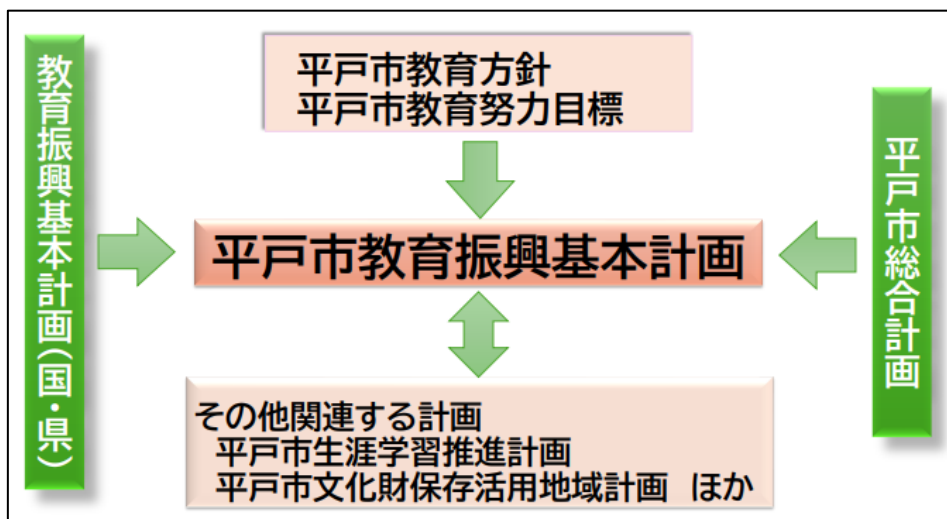
国においては、教育基本法により教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年に教育振興基本計画を策定し、5年ごとに見直しながら令和5年度から令和9年度までの5年間の第4期教育振興基本計画を策定しています。地方自治体においても、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう教育基本法で定められています。

平戸市教育委員会では、これまで教育基本法、国、県の教育振興基本計画及び平戸市教育方針を踏まえ、「平戸市教育振興基本計画（平成22年度～26年度）」に続き「第2期平戸市教育振興基本計画（平成27年度～令和元年度）」、「第3期平戸市教育振興基本計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、平戸市の教育の振興を図ってきました。

このようななか、第3期平戸市教育振興基本計画が令和6年度をもって終期を迎えることから、これまでの取り組みを検証するとともに、検証の結果を踏まえ、人口減少、高齢化、情報化社会の進展など急速に変化する社会に対応するため、平戸市が取り組む教育の施策を明らかにし、教育の着実な振興のため「第4期平戸市教育振興基本計画」を策定しました。

2. 計画について

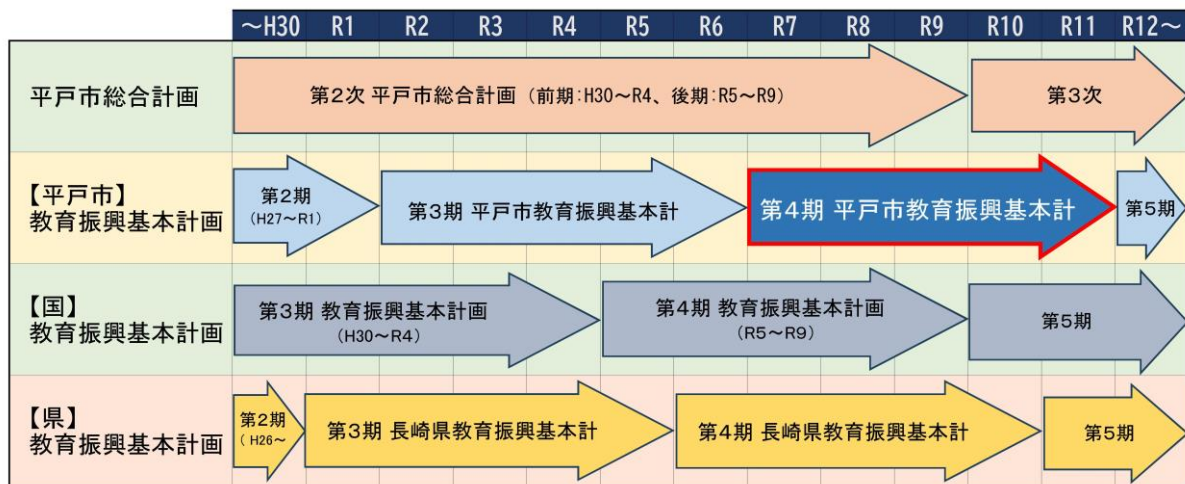
この計画は、国が定める教育振興基本計画や第2次平戸市総合計画（未来創造羅針盤）、平戸市教育方針などを踏まえ、本市の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画としています。計画では、3つの重点目標を掲げ、その実現のための教育に関連する施策全体を網羅し、生涯学習の推進をはじめ、学校教育、文化芸術、スポーツ等のアクションプランとして策定しています。



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

ただし、定期的な事業成果、効果などの点検結果により計画の推進において問題がある場合や大きな社会情勢の変化などが生じた場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直すものとします。



第2章 本市が目指す教育

1. 本市教育の基本的考え方

本市教育の基本的考え方については、第3期平戸市教育振興基本計画と同様に、「平戸市教育方針」並びに「平戸市教育努力目標」を基本として、本市の明日を担う子どもたちの教育の充実、市民の生涯にわたる学習、スポーツの推進に努め、また、豊かな自然環境、海外との交流に伴う幅広い歴史・文化、地域社会に根差した多様な伝統文化を保存・継承し、明日の平戸市を、そして、ひいては我が国を支える人材育成に取り組んでいきます。

平戸市教育方針

平戸市教育委員会は、市民協働のもと英知を結集し、本市教育の充実発展を期する。

このため、人間尊重の精神を基調とし、郷土の、古より世界に開かれた輝かしい歴史・文化と美しい自然・豊かな人情を愛し、心身ともにたくましく、生涯を通じて創造的に学び続ける、国際感覚豊かな活力ある人間の育成に努める。

特に教育にたずさわる者は、その使命を果たすため、人間性と専門性の研修に励み、資質・能力を高めるとともに、家庭・学校・地域社会との連携・融合を図り、深い教育愛をもって日々の実践に努める。

平戸市教育努力目標

(学校教育の実現)

○心の教育を充実し、学力の向上に取り組む学校教育の実現

(生涯学習の推進)

○学ぶ楽しみ、活かす喜びを育てる生涯学習の推進

(人権・同和教育の推進)

○温もりのある社会をつくる人権・同和教育の推進

(青少年の育成)

○たくましさ・やさしさをもつ青少年の育成

(文化の振興と国際交流の推進)

○歴史を活かした市民文化の振興と国際交流の推進

(体育・スポーツの振興)

○健康で活力のある市民を育てる体育・スポーツの振興

2. 基本理念について

本市は豊かな自然と多くの歴史遺産が存在します。この自然と歴史の島のふるさと「ひらど」で生まれ育った記憶はこれからの生きる希望となります。

一方、本市の現状に目を向けると、急速に進む人口減少や少子高齢化、核家族化の影響により地域における繋がりは希薄化している状況です。これまで育ったふるさとに、一人一人がふるさと「ひらど」に関心を持ち、誇りを持ちながら豊かで安心した生活を持続することが求められています。

また、現代は将来の予測が困難であるVUCA（Volatility:変動制、Uncertainty:不確実性、Complexity:複雑性、Ambiguity:曖昧性）の時代と言われています。どのような社会においても一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生となる未来を切り拓き、これから先の次世代へ繋げていくべく「持続可能な社会の創り手」となることが重要です。

本市の教育においては、第3期平戸市教育振興基本計画の基本理念を引き継ぎつつ、第2次平戸市総合計画に掲げている、未来像「夢あふれる未来のまち 平戸」を実現するため、更なる本市教育の発展を目指し、次のとおり基本理念を定めます。

<基本理念>

～ ふるさとに誇りをもち 未来を切り拓く人材の育成と

次世代につなげる地域文化の振興 ～

3. 重点目標について

第4期平戸市教育振興基本計画では、以下の重点目標を柱に計画の推進を図ります。

I 平戸の豊かな未来を創造する人材の育成

○多様性を尊重し協働する力、主体的に社会に参画する人材を育成します

II 生涯まなび、活躍できる地域づくりの推進

○学びをふるさと「ひらど」のまちづくりに活かす活動を推進します

III 平戸文化の保存・活用・継承

○豊富な地域資源を活用し未来へ輝く「平戸文化」を推進します

4. SDGsの理念を踏まえた教育の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、貧困や飢餓の根絶・福祉・教育の推進などの17の開発目標が掲げられ、国際社会全体の課題として取り組まれています。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と細分化された169のターゲットから構成され、「誰一人として取り残さない社会の実現」を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組みが示されています。この17の目標のうち、教育に関するものとして「目標4（質の高い教育をみんなに）」はすべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進するものであり、各種教育施策を推進していくことが求められています。

教育振興基本計画においても、「誰一人として取り残さない社会の実現」のためSDGsの理念を踏まえた教育を念頭に各施策の推進を行っていきます。



5. 第3期平戸市教育振興基本計画の評価

第3期平戸市教育振興基本計画（令和2年度から令和6年度までの5年間の実施期間）では、「ふるさとに誇りをもち明日を担う人材の育成と個性豊かな地域文化の振興」を理念に掲げ「Ⅰ 平戸の明日を担う人材の育成」「Ⅱ 生涯にわたる学びの充実」「Ⅲ 歴史・伝統文化の保存・継承・活用」を重点目標として各種施策や事業に取り組み、その評価を下記のとおりまとめました。

また、主要施策や主な取組みの実施状況や進捗による成果の達成状況を確認するため50項目の成果指標を定め、年度ごとに達成状況を基に評価を行ってきました。

第3期平戸市教育振興基本計画期間の各成果指標の達成状況は次のとおりです。

重点目標 Ⅰ 平戸の明日を担う人材の育成

【主要施策】

1 未来を切り拓く子どもの育成

未来を切り拓く子どもの育成に向け、ICT機器を活用した教育の推進、校種間連携や研究主任研修会など各種研修会の実施や研究指定校の取組みの普及をとおして確かな学力の育成を目指しました。児童生徒用タブレット端末と授業支援ソフトの導入により、授業におけるICT機器の活用が進みました。また、幼保小代表者連絡協議会の開催等などにより幼保小連携も進んでいます。全国学力・学習状況調査等、各種学力調査では、小学校国語、算数で全国平均や県平均を超える年度もありましたが、全国平均や県平均に達していない教科もあります。

2 人生を豊かにする心と体の育成

平戸検定ジュニアバージョンの実施等によるふるさと教育の充実、人権尊重の推進、不登校対策、健康教育の推進をとおして、人生を豊かにする心と体の育成を図ってきました。学校運営調査において約90.0%の児童生徒が「ふるさとのことを理解し、愛情を持っている」と回答し、また、全国学力調査においては小学生の97.8%、中学生の96.0%が「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答しており、いずれも全国平均を超えています。しかしながら、その一方、年間30日以上欠席がある児童生徒の割合が令和元年度の1.26%から令和5年度では2.25%と増加傾向となっています。

3 子どもの学びを支える教育環境の充実

教育環境の充実を目指し、教職員の資質向上、学校施設整備、就学支援の充実、施設衛生管理や給食費の滞納対策の強化に取り組みました。教職員の資質と指導力向上では、学校訪問指導や働き方改革を推進しましたが、超過勤務が月80時間を超える教職員が1.2%、45時間を超える小学校教職員10.7%、中学校25.1%となっています。

また、学校施設の整備については、校舎等の外壁改修など長寿命化整備や普通教室への空調設備の設置を行うなど安全安心な学校生活のための教育環境の整備を進めるとともに、経済的に支援が必要な児童生徒に対し就学支援、奨学資金の貸し付けを行い安心して就学できるよう努めました。

重点目標 Ⅱ 生涯にわたる学びの充実

【主要施策】

1 いきがいにつながる学びの充実

市民の学習の成果をまちづくりにつなげるための環境体制づくりとして、「ひらど市民大学」や「生涯学習出前講座」など学びの場の提供や図書館サービスの充実などに取り組みました。しかし、生涯学習出前講座の“市民編”の開催数が令和5年度では68回と目標値の約45.3%にとどまる結果となりました。

コロナ禍により、人と人が接する機会が制限されるなど変化した日常生活の中においても、個人の学習やボランティアの記録となる「生涯学習パスポート」による奨励賞受賞者数（令和5年度末延べ336人）は着実に増えていますが、学びの成果による平戸を担う人材育成という点については、十分に達成出来ていない状況です。

2 子どもたちの健やかな成長の支援

子どもたちの健やかな成長につなげる手段として、家庭・学校・地域が連携し「通学合宿」、「地域子ども教室」などを実施することで、子どもたちの心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みました。通学合宿や地域子ども教室開催数は目標値に令和5年度の実績は届かなかったものの、地域の子どものためにとの強い思いにより、周囲の大人たちが創意工夫を凝らし、事業の継続を図ることができました。

3 生涯にわたるスポーツの推進

市民ひとり1スポーツを推進するため、公民館主催講座や出前講座を積極的に活用し、誰でも気軽に参加できる軽スポーツの普及強化、スポーツ指導者等の育成や競技スポーツの向上に取り組みました。近年では、新たな軽スポーツとして誰もが楽しめる「ボッチャ」や「ユニカール」、「モルック」など競技種目も増加し、各地域の運動会や健全育成会のスポーツイベントにも取り入れられています。

人口減少とともに競技スポーツの人口も減少する中、スポーツへの関心が高まるよう、市民へのスポーツ普及奨励を目指す体育協会や地域のスポーツ振興を行う各地区体育振興会への活動の支援、少年スポーツ活動を支える指導者講習会、プロスポーツチームとの連携による競技力向上に取り組みました。

重点目標 Ⅲ 歴史・伝統文化の保存・継承・活用

【主要施策】

1 平戸学の推進

平戸学の調査研究については、毎年、紀要の発行、発掘調査報告書の作成、文化財の指定を行いました。また、紙媒体による情報発信のほか、SNSなどのデジタルによる情報獲得が主流になっていることから、これに対応するツールを構築し情報発信を行ったことにより、市内外より問合せが増え本市の文化財の認知度の向上につながりました。

参加型学習では、博物館・島の館での講座や出前講座などで平戸への関心を掘り起こし、新型コロナウイルス感染症の5類への移行時から国内、海外との交流事業を再開し実施しました。しかしながら、講座の参加者については固定化されている状況です。

2 文化遺産の保存・保全、活用の推進

文化遺産の保存・保全では、有形文化財の修理、天然記念物の維持、無形民俗文化財継承のための団体補助や用具修理を継続して行いましたが、新たな課題等として保存と活用を地域住民と一体となって取り組む環境づくりが必要と思われます。

コロナ禍により交流人口が減少するなか、世界遺産構成資産を活用したイベントの実施や普及に努めるとともに、県立大学佐世保校と協力した企画を新たに行うなど、春日集落にある案内所「かたりな」には年間約1万4千人の訪問者がありました。集客力のあるイベント開催や関連施設との連携をなど都市住民と地元住民との交流や施設運営、環境整備を実施してきましたが来訪客は減少しています。

国指定民俗文化財である「平戸のジャンガラ」については、ユネスコ無形民俗文化遺産「風流踊」の構成資産となり、今後の継承意欲の高揚につながりました。

3 芸術文化活動の推進

市内小・中学校と連携し、文化庁巡回公演や県青少年劇場を毎年度開催するとともに、市民に対しては寺院などの各所でミニコンサートを行い、鑑賞機会の充実に努めました。学校や寺院などの文化財を活用したミニコンサートは、特に文化財を改めて認知することで各所において好評でありました。

文化団体に対しては、文化活動の継続、活性化を促進するため活動に対する支援を行い、発表の場として市内各地区において文化祭が開催され地域文化の振興と活性化につながりました。また、市美術展覧会では、応募された作品の展覧会を開催することで市民の芸術創作活動の普及に取り組み生涯学習の一翼となっています。

第3期平戸市教育振興基本計画（R2～R6）における成果指標推移

重点目標Ⅰ 「平戸の明日を担う人材の育成」

指標の内容	基準値 (令和元)	各年度の実績				目標値 (令和6)
		令和2	令和3	令和4	令和5	
1 全国学力・学習状況調査の結果	小(国)全国平均以上 その他全国平均以下	※未実施	小(国、算)で全国平均以上 その他全国平均未満	全教科 全国平均未満	全教科 全国平均未満	全教科 全国平均以上
2 長崎県学力調査の結果	小(国・算)で県平均以上 その他県平均以下	小(国、算)、中(国、英)で県平均以上 その他県平均未満	小(国、算)、中(英)で県平均以上 その他県平均未満	全教科 県平均未満	小(国・算)で県平均以上 その他県平均未満	全教科 県平均以上
3 ICTを活用した授業がわかりやすいと答える児童生徒の割合(学校統計基本調査)	91.7%	86.3%	90.8%	90.6%	90.8%	95%
4 メディア安全指導員等を活用した児童生徒や保護者に対する情報モラル教育の実施(学校統計基本調査)	87.5%	96.7%	60.8%	56.3%	87.0%	95%
5 特別支援教育支援員の配置人数	23人	22人	23人	24人	24人	26人
6 幼保小代表者連絡協議会の開催	無し	無し	無し	※未開催	開催	開催
7 「平戸検定」ジュニアバージョン検定の実施	未	-	検定実施	検定実施	検定実施	検定実施
8 「ふるさとのことを理解し、愛情を持っていると思うか」(学校運営調査)	小中平均 81.6%	小中平均 78.7%	小中平均 90.2%	小中平均 89.5%	小中平均 90.0%	小中平均 85%
9 いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか(全国学力学習状況調査質問紙)	小 97.9% 中 98.3%	※未実施	小 95.6% 中 96.7%	小 96.5% 中 98.1%	小 97.8% 中 96.0%	小中ともに 100%
10 市内各小・中学校における年間30日以上の欠席率	1.26	1.23	1.51	1.98	2.25	0.75
11 中学2年生のむし歯保有率(長崎県学校保健統計調査) 歯未処置者率	14.4%	17.3%	30.1%	24.8%	16.0%	12%以下
12 新体力テストにおける柔軟性「長座体前屈」	全学年 全国平均以下	※未実施	中2男子のみ 全国平均以上	全学年 全国平均以下	全学年 全国平均以下	全学年 全国平均以上
13 超過勤務が月80時間を超える教職員の割合	8.2%	2.6%	1.1%	1.1%	1.2%	0%
14 年2回以上、各学校訪問指導の実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%を維持
15 小・中学校トイレの洋式化率	40.6%	41.2%	43.2%	43.2%	50.5%	50%
16 奨学金の新規貸与人数	1人	2人	1人	1人	7人	5人
17 学校給食における地場産品の使用率	76.0%	73.8%	75.9%	77.3%	76.6%	78%
18 学校給食費の現年度収納率	99.1%	98.7%	99.2%	99.3%	99.0%	100%

・「※未実施」「※未開催」は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

重点目標Ⅱ 「生涯にわたる学びの充実」

指標の内容	基準値 (令和元)	各年度の実績				目標値 (令和6)
		令和2	令和3	令和4	令和5	
1 生涯学習まちづくり出前講座(市民編)開催数	134回	61回	58回	59回	68回	150回
2 公民館講座数	60講座	62講座	53講座	52講座	75講座	70講座
3 貸出資料数	249,409点	219,807点	235,737点	218,682点	215,040点	270,000点
4 資料密度(人口1人当たり貸出点数)	8.0冊	7.2冊	7.8冊	7.4冊	7.4冊	9.0冊
5 平戸・松浦地区人権教育研究大会参加者数	152人	※中止	89人	95人	93人	180人
6 人権教育講座参加者数	47人	93人	※中止	※中止	中止	70人

指標の内容	基準値 (令和元)	各年度の実績				目標値 (令和6)
		令和2	令和3	令和4	令和5	
7 ひらど市民大学登録数	67人	67人	75人	85人	86人	70人
8 ひらど市民大学卒業生数(累計)	-	3人	13人	21人	24人	50人
9 地域こども教室開催数	4か所	4か所	4か所	3か所	5か所	6か所
10 通学合宿実施小学校区	6校	1校	1校	1校	3校	8校
11 少年自然体験交流事業参加者数	32人	48人	39人	33人	33名	40人
12 ファシリテーター利用者数	95人	152人	※0人	※0人	94人	125人
13 公民館講座「軽スポーツ教室」講座開催数	21回	12回	14回	11回	13回	30回
14 健康体操など公民館講座数	-	2講座	2講座	3講座	5講座	5講座
15 指導者等の研修会開催回数	2回	1回	1回	2回	2回	3回
16 トレーニング機器の導入箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	3箇所
17 少年スポーツ団体への助成件数	34件	30件	28件	27件	28件	35件

・「※中止」「※0人」は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

重点目標Ⅲ 「歴史・伝統文化の保存・継承・活用」

指標の内容	基準値 (令和元)	各年度の実績				目標値 (令和6)
		令和2	令和3	令和4	令和5	
1 指定文化財の総数	215件	217件	217件	217件	217件	220件
2 地域資源データベースの登録数	0件	63件	83件	83件	83件	200件
3 文化遺産保全活用ポータルサイトの公開	0件	1件	1件	1件	1件	1件
4 小中高等学校での講座数	14回	17回	21回	15回	16回	15回
5 平戸学講座の受講者数	277人	179人	319人	303人	279人	300人
6 平戸市文化財保存活用地域計画に記されるアクションプランの着手率	27.3%	36.3%	38.6%	44.7%	47.5%	56%
7 「春日集落案内所かたりな」で、価値や魅力を伝える企画展の回数	1回	1回	1回	1回	3回	3回
8 展示リニューアル数	1施設	1施設	2施設	2施設	2施設	3施設
9 講座・体験学習メニュー数	9件	19件	23件	13件	11件	13件
10 企画展開催数	6回	7回	9回	10回	13回	8回
11 学校公演開催校数	3校	5校	4校	3校	3校	4校
12 芸術鑑賞事業入場者数	1,323人	552人	363人	494人	481人	1,500人
13 文化協会加盟団体数	83団体	86団体	86団体	83団体	86団体	85団体
14 学校関係文化活動団体への助成件数	4件	1件	2件	2件	3件	5件
15 市美術展覧会出品点数	868点	884点	860点	838点	668点	900点

各重点目標に掲げる各成果指標の達成状況

(評価の説明) (重点目標)	目標を達成した指標数	期間中に目標達成した指標数	基準値を超えた指標数	基準値を超えなかった指標数	小計
	令和5年度の実績が令和6年度目標値に達したもの	令和5年度実績は令和6年度目標値に達しなかったが、令和2年度から令和5年度までに達したことがあった	令和5年度までの実績は令和6年度目標値に達しなかったが、基準値の令和元年度より改善したことがあった	令和元年度の基準値を超えることがなかった	
重点目標Ⅰ 平戸の明日を担う人材の育成	6 (12%)	3 (6%)	6 (12%)	3 (6%)	18 (36%)
重点目標Ⅱ 生涯にわたる学びの充実	3 (6%)	3 (6%)	4 (8%)	7 (14%)	17 (34%)
重点目標Ⅲ 歴史・伝統文化の保存・継承・活用	5 (10%)	3 (6%)	5 (10%)	2 (4%)	15 (30%)
合 計 (全体に占める割合)	14 (28%)	9 (18%)	15 (30%)	12 (24%)	50 (100%)

第3章 主要施策の展開

1. 第4期平戸市教育振興基本計画体系図



2. 平戸市教育振興基本計画の主要施策

重点目標Ⅰ

— 平戸の豊かな未来を創造する人材の育成 —

「多様性を尊重し協働する力、主体的に社会に参画する人材を育成します」

1 成長の基盤となる資質・能力の育成

1-（1）確かな学力の育成

【現状と課題】

これからの教育は、変化が激しく予測困難な時代の中でも、一人一人が自分のよさや可能性を認識し、他者と協働しながら豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。そのためには、確かな学力を育成することが大切です。

これまでも、学力の定着と向上を目指し取組みを行っており、長崎県学力調査では小学校国語と算数において、県平均正答率を超えました。一方で、全国学力・学習状況調査では、小・中学校ともに全国平均を超える教科はなく、特に、小・中学校の国語では「知識及び技能」の中の「情報の扱い方に関する事項」、小学校算数では「数と計算」と「変化と関係」、中学校数学では「数と式」「図形」「データの活用」、中学校英語では「聞くこと」「読むこと」に課題があります。

これらの課題を改善するために、読む活動や書く活動を重視しながら、児童生徒に身につけさせたい資質・能力の「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」について、相互に関連させながら育成することが必要です。

【今後の主な取組】

- ① 児童生徒の学力の実態と課題の把握に基づいた学力向上への取組みの推進
 - ・全国学力・学習状況調査や長崎県学力調査、平戸市学力調査を通じて把握した児童生徒の学力の実態と課題に基づいた学力向上プランを策定します。
 - ・平戸市学力向上会議を開催し、具体的な取組み・手だてを各学校に周知し学力向上に努めます。

- ② 授業改善の指導の充実
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学習活動を工夫し個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するため、授業改善を進めます。研究主任研修会や教務主任研修会等を通じて各学校の研修を支援します。
 - ・国語、算数・数学、英語では特に、読む活動や書く活動を重視した授業づくりや学習した内容を定着させる取組みの充実に努めます。

③ 英語教育の推進

- ・グローバル化社会に対応できる人材の育成に必要な資質・能力の育成の中核となる英語教育を推進するため、英語に焦点化した教育環境（イングリッシュタウン）をつくり、主体的に他者と関わり、多様な文化に対する理解等の資質・能力を身につけた人材育成を推進します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	全国学力・学習状況調査の結果	全国平均未満	R5	全教科 全国平均以上
2	長崎県学力調査の結果	小(国・算)で県平均以上 その他県平均未満	R5	全教科 県平均以上

1- (2) 豊かな心を育むふるさと教育・人権教育の推進

【現状と課題】

近年は、人口減少と少子高齢化が急速に進行しており、これに伴って家族形態やライフスタイルも大きく変化しています。その結果、個々の価値観が多様化し、社会全体として地域とのつながりや郷土に対する愛着、郷土意識が希薄になりつつあります。

一方、情報化社会の進展によるSNSの普及により、オンライン上でのいじめやトラブルが増加し、その対応がますます複雑化しています。学校現場においては、多様な背景を持つ児童生徒への配慮が求められています。

このような状況のなか、これまで以上に、ふるさと教育と人権教育を推進し、児童生徒に豊かな心を育むことが必要になっています。

【今後の主な取組】

① 地域の魅力を活かした学習の充実

- ・ふるさとの自然・歴史・文化・産業などの特色や課題について、総合的な学習の時間を中心として、地域の人・もの・ことに関する情報を活用した学習の一層の充実を、学校と地域が連携し取り組みます。
- ・授業において、副読本「わたしたちの平戸市」「平戸あこがれ物語」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（平戸市用）の活用や、「平戸検定」ジュニアバージョンを実施します。

② 学校における人権教育の充実

- ・人権・同和問題について正しい理解を深め、正しい人権感覚を身につけられるよう道徳を要として、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」「人権週間」の取組みをはじめ、教育活動全体を通じた人権教育の更なる充実に努めます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	ふるさとのことを理解し、愛情を持っている児童生徒の割合	小中平均 90.0%	R5	小中平均 95%
2	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	小 97.8% 中 96.0%	R5	小中 100%

1－（3）健やかな体を育成する健康教育の推進

【現状と課題】

児童生徒が情報機器に接する機会拡大による生活時間の変化や、肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する児童生徒の現代的な健康課題に対応するため、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実させ、学校保健、学校給食・食育の充実を図る必要があります。なお、肥満傾向にある児童生徒の割合は、全国平均を超えている状況です。

また、体力面において、敏捷性や持久力は全国平均を上回っている学年が多いものの、柔軟性や筋力において課題となっています。

【今後の主な取組】

- ① 学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育の推進
 - ・ 日常の健康課題（感染症、生活習慣〈肥満・痩身〉、がん、歯・口腔健康、メンタルヘルス、メディアコントロール等）に視点を置き、保健指導や保健体育の授業を通して、児童生徒自ら健康に対する意識を高め、健康でたくましく生きる力を育みます。
 - ・ 保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を推進します。また、養護教諭部会や保健主事部会を通して情報共有を図り取組みを推進します。
 - ・ すべての小・中学校でフッ化物洗口を実施し、むし歯予防に努めます。

- ② 学校における食育の推進
 - ・ 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、市内に配置されている栄養教諭等を核として、学校給食を活用した実践的な指導を行うなど食の専門的な立場からの食育指導を推進します。

- ③ 学校と関係機関が連携した健康教育の推進
 - ・ 児童生徒の健康について適切に情報を交換し、児童生徒自身が生涯を通して健康で安全な生活を送ることができる力を身につけるために、学校医や学校歯科医と連携し学校保健委員会や講演会などを開催するとともに、学校と家庭が連携して児童生徒の健康を守るしくみを整えます。

④ 学校体育との連携による健康教育の推進

- ・体力向上アクションプランにおいて、歩いての登下校やメディアコントロールチャレンジなどを取り入れ、健康な体と心づくりに積極的に取り組む児童生徒の育成を支援します。
- ・体育の授業では、準備運動などでのストレッチや筋力の向上を目指した補強運動を推進します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	中学2年生のむし歯保有率	16.0%	R5	12%以下
2	新体力テストにおける柔軟性 「長座体前屈」	全学年全国 平均以下	R5	全学年全国 平均以上
3	肥満傾向にある中学2年生の割合	男子13.0% 女子14.9%	R5	10%以下

2 多様な教育的ニーズへ対応した安全・安心な教育の推進

2-（1）多様性に対応した教育DXの推進

【現状と課題】

誰一人取り残されず、すべての児童生徒の可能性を引き出すための教育を充実する観点から、オンラインやデジタル機器の機能を最大限に活用して誰もが質の高い教育を受ける機会を確保することが重要です。

本市では、国のGIGAスクール構想に対応した、「平戸市小・中学校ICT教育推進計画」をもとに1人1台のタブレット型端末を授業等で効果的に活用できるよう、教職員のスキルアップを図りながら教育の質的向上を図っていくことが重要になります。また、児童生徒が情報化社会によりよく対応できるよう、情報モラル教育にも継続して取り組む必要があります。

【今後の主な取組】

- ① ICTを活用した指導の充実
 - ・授業支援ソフトやデジタル教科書の効果的な活用に取り組むとともに、児童生徒用タブレット型端末の活用を通じて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な指導の充実に努めます。
 - ・不登校児童生徒等の学びの継続のため、オンラインの活用に努めます。
 - ・教職員の授業等における、ICT機器の効果的な活用能力向上を目指した研修会を実施します。
- ② 児童生徒の情報活用能力と情報モラルの育成
 - ・発達段階に応じた「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」を身につける指導の充実に努めます。
 - ・外部講師と連携した最新の情報モラル教育を実施し、情報リテラシー能力の育成に努めます。また、保護者対象の情報モラルに関する研修会を奨励し啓発を行います。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	パソコンなどを使って、資料を探したり、自分の考えをまとめたり、発表したりすることができる児童生徒の割合	87.6%	R5	95%
2	外部講師等を活用した児童生徒や保護者に対する情報モラル教育の実施	87.0%	R5	95%

2- (2) 一人一人に応じた切れ目ない教育の推進

【現状と課題】

一人の人間としての成長を考えた場合、発達段階に応じた継続かつ体系的な教育の充実を図るためには、校種間での円滑な連携・接続を図ることが重要です。特に幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う大切な時期であり、幼児教育と初等教育の連携は極めて重要です。これまで行ってきた地区別連絡会議に加え、令和5年度には、幼保小代表者連絡協議会を開催しました。今後は、平戸市全体で「幼保小の連携」や「教育計画等」について協議する場を設定することが必要です。幼児教育から高等学校までを見通した「つながりのある教育」を目指し校種間の連携に努めます。

また、継続的な支援や見守りが必要な児童生徒については関係機関との連携を図り、一貫した切れ目のない支援を行うことが大切です。今後もさらに、個別の支援が必要な児童生徒等に対する十分な支援を行えるような体制づくりが必要です。

【今後の主な取組】

- ① 早期からの継続的な教育相談・支援体制の整備
 - ・市内の保育所、認定こども園、幼稚園を訪問し、就学前の幼児の様子を確認します。
 - ・こども未来課が実施している3歳児、5歳児健診、県北保健所が実施している巡回療育相談等に参加し、保護者等からの相談への早期対応や情報提供の充実に努めます。
 - ・就学指導コーディネーターを活用し、関係機関との確実な情報の引継ぎを行い、就学移行期における相談支援体制を整えます。
- ② 特別支援教育の充実
 - ・個別の支援が必要な児童生徒に対しては、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」や「まどか」等を活用し、幼保・小・中・高等学校、佐世保特別支援学校北松分校における情報共有に努めます。
 - ・児童生徒支援加配教員及び教育支援非常勤講師（県費）、並びに特別支援教育支援員（市費）等を各校の実情に応じて配置し、一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を継続して行います。
- ③ 校種間の円滑・適切な引継ぎ
 - ・学校段階間の円滑な接続が図られるよう、キャリアパスポートの活用、各地域や学校の実態を踏まえた交流活動や授業参観、適切な引継ぎのための連絡会議や教科研修等に取り組みます。
- ④ 校種間連携の推進
 - ・幼保小連携推進協議会を開催し、幼保小合同研修会の実施や相互理解の場の設定など「架け橋プログラム」の推進を行います。
 - ・中高連絡協議会等による中学校と高等学校の連携を支援します。
 - ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会を開催し、幼保小中高の連携に取り組みます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	特別支援教育支援員の配置人数の割合	6.5%	R5	7.0%
2	幼保小連携推進協議会の開催	—	—	開催

2－（3）不登校児童生徒への支援の推進

【現状と課題】

不登校については、平成 29 年度から緩やかな増加傾向が続いてきましたが、令和 3 年度からは増加のペースが上がり、ここ数年は毎年 10 名前後の増加が続いています。不登校の原因や背景はそれぞれ異なりますが、子ども自身では解決できない事例が増え、学校だけでは対応が難しい状況となっており、改善に向けて各機関との連携の在り方が課題となっています。

また、不登校児童生徒の中には、頭痛や腹痛、漠然とした不安感を訴えるケースも少なくありません。心身のコンディションを整える生活リズムづくりや、人間関係を築いていく力を集団づくりの中で高めていくことなど、児童生徒が安心して生活できる土台を大切にしました、不登校児童生徒への支援を行うことが必要です。

【今後の主な取組】

- ① 基本的な生活習慣の定着
 - ・「十分な睡眠、バランスの取れた食生活、適度な運動」「メディアとの正しい付き合い方」など、基本的な生活習慣の定着に向け、保健主事部会や養護教諭部会等で、学校・家庭・地域における正しい理解と行動を促します。
- ② 人間関係を構築する力の育成
 - ・学級集団や行事等における縦割り集団などの様々な場面において、仲間とのつながりを意識する機会を設定し、人間関係を構築する力の育成に努めるよう生徒指導主事研修会等をとおして進めていきます。
- ③ 学校と外部機関との連携の推進
 - ・不登校をはじめ、校内だけの支援・対策では難しい生徒指導上の諸問題が年々増加しています。関係機関の協力を得ながら、学校・家庭・地域との連携をさらに強化します。
- ④ 支援体制の充実
 - ・県配置によるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの確保に努めます。
 - ・教育支援教室や校内教育支援教室の支援体制の充実や児童生徒だけでなく、保護者に対する支援も行えるよう体制づくりに取り組みます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	市内各小中学校における年間30日以上の欠席がある児童生徒の割合	2.25%	R5	1.25%
2	学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合	67.5%	R5	80.0%

3 子どもの豊かな学びを支える教育環境の充実

3 - (1) 子どもたちが輝く指導体制の推進

【現状と課題】

生き活きと学びに向かう児童生徒を育むためには、教職員自身が生き活きと指導に当たることが大切です。そのために、教職員の労働環境改善を進めることが必要です。これまでも、ICTを活用した教職員の業務負担軽減を図るなど、働き方改革を進めてきました。しかしながら、依然として超過勤務が月45時間を超える教職員がいます。

また、将来の予測が困難であり、急激に変化する社会環境の中、多様な教育ニーズへ対応し、新しい時代に求められる学びを提供できる教職員の資質・指導力の向上が求められています。

【今後の主な取組】

① 働き方改革の推進

- ・教職員の正確な勤務時間を把握し、教職員の心身の健康保持及び業務改善を図ります。
- ・週1回の定時退校日、部活動休養日（週2回）、家庭の日（ノー部活デー）、年次有給休暇の取得促進を確実に実施するとともに、校務支援システムなどICTを活用した業務負担軽減に取り組みます。

② 教職員の指導力の向上

- ・教職員の指導力向上のために、管理職員から臨時的任用教職員まで、職務、経験年数等に応じた研修や今日的教育課題に応じた研修の充実に取り組みます。
- ・校内研修の充実のために、情報提供や訪問指導等を通して教職員の指導力向上の支援を行います。
- ・小・中学校2校を平戸市教育委員会指定研究校に選定し、実践や成果等を市内小・中学校へ広めます。
- ・新任校長校訪問、定例学校訪問等を通して、すべての学校の教育課題や人事課題等を把握し、円滑な学校経営や授業改善に対する継続的な支援・指導を行い、管理職員、教職員個々の指導力向上を図ります。

③ 地域から信頼される学校づくり

- ・教職員の使命感、倫理観、法令順守の意識を高めるとともに、心理的安全性の高い教職員集団を目指すことによって、不祥事のない地域から信頼される学校をつくります。
- ・各学校に設置している服務規律委員会の活用により、服務規律強化月間の設定、不祥事根絶のための研修資料等を基にした事例研修、人事評価制度を利用した校長面談等を通して組織的に取り組みます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	超過勤務が月45時間を超える教職員の割合	小学校 10.7% 中学校 25.1%	R5	小学校、中学校ともに0%
2	年2回以上、各種学校訪問指導の実施率	100%	R5	100%を維持

3-（2）家庭環境に応じた教育支援体制の推進

【現状と課題】

近年の厳しい経済状況に加え、ひとり親世帯や多子世帯などの世帯状況も多様化しており、教育費が家計を圧迫している世帯も見受けられます。

また、家庭内所得と学力の相関関係を示す資料も公表されており、家庭の経済環境が子どもの教育に与える影響も指摘されています。このような家庭環境における子どもたちの学びの機会を保障し、安心して就学（修学）できるよう継続した教育費負担軽減策を充実していく必要があります。

【今後の主な取組】

① 就学支援の充実

- ・経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒の保護者に、学用品費等の助成を引き続き行うことにより、義務教育の円滑な実施に努めます。

② 遠距離通学支援の充実

- ・遠距離通学にある児童生徒の保護者に対し、遠距離通学の支援を行います。
- ・スクールバスの運行地域においては、必要に応じた運行経路などの見直し・老朽化したスクールバスの更新を行います。

③ 奨学制度の充実

- ・有為な人材の育成を図るため、優良な成績でありながら経済的な理由により高等教育課程への進学が困難な生徒や学生に対して奨学資金の貸与を行います。
- ・社会情勢に応じた制度の見直しを行い、修学支援の充実に努めます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	奨学資金新規貸与者（累計）	10人	R5	25人

3- (3) 安全・安心な学校施設の充実

【現状と課題】

本市の学校施設は、昭和40年から昭和50年代に集中的に整備されてきました。その結果、築40年以上の建物が全体の54.3%（約5万㎡）を占めています。学校施設は、子どもたちの学習の場であるとともに、一日の中で家庭の次に長い時間を過ごす場でもあるため、安全・安心で時代に応じた豊かな学びを保障する環境を整備する必要があります。

【今後の主な取組】

- ① 学校施設の安全性の確保
 - ・学校教育施設について、子どもたちが、安全・安心で快適な学校生活を送れるよう、平戸市学校施設長寿命化計画に基づき適切な維持管理及び老朽化改修を計画的に進めていきます。
 - ・学校の施設・設備等に起因する事故を防止するため、学校現場等における安全点検等に取り組みます。
- ② 学校屋内トイレの衛生対策の推進
 - ・児童生徒等が衛生的で快適な学校生活を送れるよう屋内トイレの洋式化改修を進めます。
- ③ 異常高温による暑さ対策
 - ・近年の夏季の暑さ対策として、子どもたちに快適で健康的な学習環境を提供するため、特に使用頻度の高い特別教室について空調設備設置を進めます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	学校施設屋内トイレの洋式化率	50.5%	R5	90%
2	図書室、理科室及び音楽室への空調設置率	23.7%	R5	90%

重点目標Ⅱ

— 生涯まなび、活躍できる地域づくりの推進 —

「学びをふるさと『ひらど』のまちづくりに活かす活動を推進します」

1 学びの場の充実

1- (1) いつでもどこでも学ぶことができる環境づくり

【現状と課題】

本市が目指す「生涯学習のまちづくり」では、市民一人ひとりが自主的に学び、積極的に地域社会に関わっていく姿勢を引き出すことを課題とし、一方で、自発性を尊重しながら、まちづくりに参加できる機会を創出することで、市民の学習活動がまちづくり活動へと発展していくことを理想としています。

このため、市民の生涯学習への参加を促すためには、すべての世代に学習情報が行きわたるようにすることが必要です。

【今後の主な取組】

- ① 生涯学習の普及啓発活動の推進
 - ・生涯学習日より「まなぶ君」及び各公民館「たより」に加え、SNSなどにより情報発信を充実し、普及啓発活動の推進に取り組みます。

- ② オンラインを活用した公民館講座やまちづくり出前講座などの充実
 - ・市内各公民館にフリーWi-Fiの整備を行い、利用者が知りたい情報を気軽に入手できるよう環境の整備をします。
 - ・オンラインによる「公民館講座」や「まちづくり出前講座」の提供の拡充に取り組みます。

- ③ 図書館サービスの充実
 - ・市民が幅広く情報を得られるよう、資料の収集・保存を行い、学びを支える体制づくりを強化します。
 - ・あらゆる人々が利用しやすいよう、利用者層のニーズに合わせたサービスを提供します。
 - ・市内のすみずみまで図書が利用できるよう、平戸図書館、永田記念図書館をはじめ、各公民館図書室とのサービス網を充実し、他の行政部局および関係機関との連携・協力を推進します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11 年度)
			年度	
1	生涯学習まちづくり出前講座 (市民編) 開催数	68 回	R 5	75 回
2	公民館主催講座数	58 講座	R 5	70 講座
3	図書資料密度 (人口 1 人当たり貸出冊数)	7.4 冊	R 5	8.0 冊

1－（2）学びの成果を活かすことができる人材の育成

【現状と課題】

地域住民のリーダー役として活躍している人の高齢化や、次世代を担う若者の流出により、地域を引っ張っていく人材不足が生じています。

このため、地域や社会教育団体などの中から、これからの地域を担うことができる様々な能力を持つ人を発掘するとともに、その能力や技術を発揮できる機会を提供することなどにより、次の世代を育成できるよう積極的に取り組んでいくことが必要です。

【今後の主な取組】

① 地域を担うリーダーの育成

- ・様々な分野における専門家を講師とした「ひらど市民大学」において、様々な団体に周知を行い、受講生の募集や受講生同士の意見交換、学習発表などを通じ、共に集い共に学ぶ環境を提供し、新たなリーダーの育成に取り組みます。
- ・市民が主体となり開催する「平戸市民生涯学習講演会」を継続して実施するなかで、様々な企画立案や周知広報活動等を行い、仲間同士で学習活動を進めて行く上でのノウハウを学び、リーダーとしてまちづくりを進める人材を育成します。

② 生涯学習に関する相談体制の充実

- ・スキルアップ講座や研修会を開催し、生涯学習に関する市職員の理解を深め、市民に学びの場を提供できるようサポート体制の充実を図ります。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	ひらど市民大学累計入学者数	86人	R5	110人
2	平戸市民生涯学習講演会の委託開催数	3回	R5	3回

1－(3) 人権教育の推進

【現状と課題】

市民の価値観や生活様式、人と人との関わり方も変化していく中で、複雑化・多様化する人権問題に、従来の啓発教育活動では十分に対応できていない状況が見られます。

このため、特に社会人になってからも人権について常に学び直し、現代社会に応じた人権に関する知的理解と人権感覚を身に付けることが必要です。

【今後の主な取組】

① 人権教育研究大会の推進

- ・人権について正しく理解してもらうことで、市民一人ひとりが互いに認め合い、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことができる地域社会が実現するよう、人権教育・啓発活動の推進に継続的に取り組みます。

② 人権教育講座の開催

- ・人権について正しく学ぶことで、日常生活においてもしっかりと人権感覚を持って生活できるよう、地域での人権教育講座の開催に取り組みます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11 年度)
			年度	
1	人権教育に関する研究大会・講演会の参加者数	93 人	R 5	120 人
2	人権教育講座の参加者数	93 人	R 2	120 人

2 ひらどっ子まんなか社会の推進

2- (1) ひらどっ子の健やかな成長支援

【現状と課題】

子どもたちが健やかに成長するためには、視野を広げ、認識力を高め、自己探求や他者との関わりを深めていく必要があり、発達段階にふさわしい様々な活動を経験することが重要であると考えます。

このため、ほかの学校に通学する子どもたちや世代間を超えたあらゆる人に対し、お互いの考えや感情、価値観を伝える意思疎通や情報伝達を行う機会を設けることが必要です。

【今後の主な取組】

① 自然体験活動などの推進

- ・ 周囲を山や海に囲まれたふるさとで、自然をテーマに子どもたちによる地域間交流を推進し、様々な野外体験を通して好奇心や行動力を養い、青少年の健全な育成に取り組みます。
- ・ まちづくり運営協議会が主催する自然体験活動と連携し、より地域に密着した活動とすることで、郷土に対する愛着や誇りを持った子どもたちを育てます。

② 地域子ども教室の推進

- ・ 各地域の学校や公民館を核として、安全・安心な子どもの居場所をつくるため、住民等の参画や特色を活かし、スポーツや文化など様々な体験や交流活動を行うことで、地域全体で将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	自然体験活動参加児童・保護者の満足度	—	—	70%
2	地域子ども教室の開設数	3か所	R5	5か所

2- (2) 学校・家庭・地域の連携

【現状と課題】

子どもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化など、昨今の社会的背景によって大きく変化しています。

このため、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校や家庭及び地域が子どもを理解し、関心を深め、全体で子育てを支えていくことが必要です。

【今後の主な取組】

① 学校と地域による協働活動の普及推進

- ・通学合宿を実施することにより、子どもたちが自主性、生活力、協調性を身に付けるとともに、規則正しい生活や、保護者が家庭教育について考えを深める機会となるよう取り組みます。
- ・PTA活動などを通じて人と人との絆を深め、ボランティア活動への参加意欲が高まるよう学校・家庭・地域の連携強化に取り組みます。

② ココロねっこ運動の推進

- ・長崎県民運動による県民総ぐるみの子育て支援活動である「子どもたちの心の根っこを育てるため、大人が変わろう、行動しよう」を推進するため、少年の主張大会の開催やSNSなどからの犯罪被害を未然に防ぐための研修会を実施します。
- ・児童生徒による「学校メディア宣言」の実施など、県や関係機関と協力し取り組みます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11 年度)
			年度	
1	通学合宿実施地域	2 地域	R 5	5 地域
2	ココロねっこ推進員数	0 人	R 5	14 人

2- (3) 家庭教育支援の強化

【現状と課題】

子どもを取り巻く環境や生活様式が大きく変化しているなか、家庭では子育てについての不安や悩みを抱える状況が見られます。

子どもの健全な成長のためにも最も大切な場所は家庭であり、家族の愛情に支えられ、人格の形成や生活上の基本的なルールを身に付ける基盤となる場所と言われています。

このため、家庭における親子のコミュニケーションや教育力のスキルアップなどが必要です。

【今後の主な取組】

- ① 「ながさきファミリープログラム」の開催
 - ・「上手なほめ方・しかり方」や「ドキドキからワクワクの入学式へ」などテーマに沿って子育て世代の悩みや考え方を語り合い、自由な雰囲気の中で子育てのヒントが見つかるよう、県、学校や関係機関などと連携を行い推進します。

- ② メディア安全指導員の充実
 - ・子どものインターネットトラブルやゲーム障害など、メディアが子どもの心身の成長や発達、学力に大きく影響を及ぼすことから、県が実施する講座の受講を推進し、メディア安全指導員の養成に取り組みます。

- ③ 「家庭の日」の普及・啓発
 - ・家族団らんの場を意識し、その良さを見直すきっかけづくりとして県が推進する毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及・啓発に取り組みます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	ながさきファミリープログラム累計開催数	3回	R5	20回
2	メディア安全指導員の養成	1人	R5	5人

3 スポーツを通じた豊かな心身の育成

3-（1）生涯スポーツの推進

【現状と課題】

近年は、ウォーキングやジョギングのほか、これまで普及促進を図ってきた軽スポーツなど、気軽にスポーツに取り組む市民が増えています。

継続的に行う軽い運動は、生活習慣病の予防や身体機能の維持、増進のために効果があります。特に、「健康寿命」という考え方が重視されるようになり、介護予防の取組みが広まりつつあります。子どもから高齢者まで、障害のある人も含めて、能力に応じたスポーツを行うことで、市民全体の健康増進につながり、医療費の削減なども期待されます。

今後、さらにスポーツの多様性（ニーズ）に応えるとともに、障がいのあるなしにかかわらず子どもから高齢者まで、市民だれもが生涯にわたってスポーツを楽しむことができる市民1スポーツの環境を整えていく必要があります。

【今後の主な取組】

① スポーツを通じた共生社会の推進

- ・人生100年時代において、性別、年齢、障がいの有無等に関係なく、誰もが等しく参加できる軽スポーツを推進します。

② スポーツを通じた健康増進

- ・地域資源を活用した事業により、健康スポーツの普及やスポーツに参加できる機会の提供に努めます。
- ・健康を維持するための筋力トレーニングなどによる運動機能の維持を推進します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	各種大会やイベントでの軽スポーツの参加者数	2,070人	R5	3,000人
2	高齢者が参加できるスポーツ教室の開催数	41回	R5	60回

3- (2) ひらどっ子のスポーツ機会の充実

【現状と課題】

スポーツは、子どもにとって生涯にわたり健康でたくましく生きるための体力の基礎や、公正さと規律を尊ぶ態度を培うなど人間形成にも重要な役割を果たします。子ども自身が幼児期から体を動かすことの楽しさに触れ、進んで体を動かすようになるためには、学校での体育だけでなく、地域や家庭などの身近な生活の場でのスポーツ活動を充実していくことも重要です。

また、積極的にスポーツをする子どもと、しない子どもの二極化が顕著である現状を踏まえ、すべての子どもが、楽しめる遊びや運動をきっかけとして、スポーツにつなげていく工夫が必要です。

【今後の主な取組】

- ① 幼児期における運動・スポーツ活動の推進
 - ・幼児期からスポーツの楽しさや喜びを実感できるよう、体力や運動能力を高める機会の充実を図ります。

- ② 少年スポーツの充実
 - ・少年スポーツ団体の運営や、競技力向上のために行うスポーツ活動に対して支援を行います。

- ③ 持続可能な地域スポーツクラブの育成
 - ・中学校部活動の段階的な地域移行について、関係機関と連携し、地域の支援体制の整備に努めます。
 - ・スポーツの指導者の確保などについて、県や学校、関係機関などと連携しながら地域スポーツクラブの支援体制の整備に努めます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11 年度)
			年度	
1	幼児向けスポーツプログラムの開催数	5回	R5	10回
2	部活動から移行した地域スポーツクラブの団体数	1団体	R5	13団体

3- (3) 競技スポーツの振興

【現状と課題】

スポーツの適切な指導を行うため、指導者を対象とした研修会を開催するなど、指導体制の整備を進めてきましたが、多様化・高度化するスポーツニーズには十分対応ができていない状況です。

このようなことから、多種・多様化、高度化していくスポーツニーズに対応していくために、学校・地域・競技団体等が連携を一層強化し、市民の個々のニーズや競技力の向上に繋がる適切な指導ができる体制の整備を促進していく必要があります。

また、市民の個人での日常的な健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動に対するニーズが多様化している中、誰もが利用しやすい施設となるよう改善を図りながらハード、ソフト両面からスポーツ施設の機能向上を図るとともに、指定管理者の民間のノウハウを活用しつつ、スポーツ施設の有効活用を推進する必要があります。

【今後の主な取組】

① 指導者の資質向上

- ・プレーヤーズセンタードの考え方のもと、スポーツに関わる個人が身体的・精神的・社会的に良好な状態となるよう講習会・研修会などを開催し、指導者の資質向上に繋がる機会を充実します。
- ・国や県が開催する講習会等の情報を効果的に発信します。

② スポーツ活動を支える環境の充実

- ・総合運動公園をはじめとする市内スポーツ施設について、適切な施設運営・維持管理に努め、市民が気軽に、安全・安心・快適に利用できる質の高いサービスを提供します。
- ・施設の適正配置を見据え、施設の計画的な改修や修繕等を行いながら、利用者の利便性や安全性に配慮した整備に努めます。

③ 企業等との連携強化

- ・スポーツ人口の底辺拡大を図るため、県内のプロスポーツチームであるV・ファーレン長崎や長崎ヴェルカと連携し、スタジアム観戦など様々な取組みを行うことで、市民のスポーツへの関心を向上させます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11 年度)
			年度	
1	指導者等の研修会の延べ参加者数	60 人	R 5	100 人
2	スポーツ施設の利用者数	10.7 万人	R 5	12 万人

重点目標Ⅲ

— 平戸文化の保存・活用・継承 —

「豊かな地域資源を活用し未来へ輝く『平戸文化』を推進します」

1 平戸学の充実

1－（１）歴史文化・埋蔵文化財などの調査研究、保全

【現状と課題】

本市は日本の最西端に位置し、中国大陸や朝鮮半島に近い地理的環境から、古代から現代に至るまで貴重な文化遺産を数多く有しています。国・県・市の指定・選定・選択・登録・認定文化財 217 件が所在する本市にとって、これらの文化遺産を保存・保護し、後世に伝えることは重要な責務です。

しかし、人口減少、少子高齢化や過疎化などの社会状況の変化や所有者・管理者等の世代交代による文化財の価値観の低下などの変化によって、指定等を受けた文化財でさえ、失われる可能性が高まっています。

また、未指定であるが地域で守られてきた文化的な遺産を含め、継続した調査を各機関と協力して行い、その結果について保存を図ることが求められています。

【今後の主な取組】

① 学術研究と成果の活用

- ・本市独自の歴史・文化・自然を活かし、有形・無形・民俗・記念物・伝統的建造物群などの学術的調査・研究を大学等関係機関と連携しながら積極的に行い、その成果を周知・公開し、保存・保護へと繋げます。
- ・埋蔵文化財については、報告書を作成し、新たな平戸の魅力発信に取り組みます。

② 展示活動

- ・博物館や資料館などと連携し、共通のテーマを軸とした魅力ある企画展の開催を推進します。
- ・市内文化財を市外博物館等で展示するなど、平戸の魅力を伝える展示活動を推進します。

③ 文化財の顕彰、保全

- ・埋もれた文化財を指定し、顕著化し継承していきます。
- ・文化財の保全については、所有者や管理者との関係性を密にし、保全に対する意識の共有を図ります。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11 年度)
			年度	
1	指定文化財の総数	217 件	R 5	223 件

1－（2）自然・歴史・伝統文化などの周知、継承

【現状と課題】

本市には、数多くの文化遺産が所在しています。また、人々の生活生業により形成されてきた集落の風景や慣習、民俗芸能なども地域の「宝もの」として大切に継承されてきました。なかでも、令和4年11月には「平戸のジャンガラ」がユネスコ無形文化遺産に登録され、地域の伝統文化の継承に繋がることが期待されます。

しかし、本市は今後も人口の減少が予測されており、人口減少は、それまで地域コミュニティにより継承されてきた地域の「宝もの」を守る仕組みに大きな影響を与えます。今後は、現況の地域コミュニティや保存団体などの声を聞き、いかに地域内の「宝もの」を次世代に継承していくか共通認識を持ちながら検討する必要があります。

【今後の主な取組】

- ① 文化遺産保全活用ポータルサイトの活用
 - ・平戸の地域資源などを紹介する「平戸学ー文化遺産保全活用ポータルサイトー」で地域資源を活用したコンテンツを公開し、魅力を発信します。
- ② 情報発信の推進
 - ・地域資源の普及啓発のため、普及啓発媒体などを作成しSNSを積極的に活用した情報発信を行います。
- ③ 伝統文化の継承
 - ・次世代への継承について同じ課題をもつ団体が集まる機会を作り、協議を重ね、伝統文化の継承についての支援を行います。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	平戸学文化遺産保全活用ポータルサイトのコンテンツの数	9件	R5	12件
2	平戸学のフォロワー数	556人	R5	800人

1－(3) 地域住民参加型学習の充実

【現状と課題】

本市は平戸オランダ商館に代表される大航海時代の交流を示す文化遺産を有しています。こうしたふるさとの自然・歴史を広く市民に伝えるため、「平戸紀要」「島の館だより」を刊行し、講座を開催しています。

しかしながら、講座参加者が固定化されており十分に浸透していないのが現状であることから、今後はどのようにして裾野を広げていくかが課題となっています。

【今後の主な取組】

- ① 市内学校との連携による講座等の開催
 - ・市内学校と連携した歴史文化遺産などを紹介する講座を行い、児童生徒の愛郷心を育むよう取組めます。
 - ・平戸に歴史上ゆかりある史実や偉人等に対して、ふるさとへの興味関心を高めるよう取組みを広げていきます。

- ② 「平戸学」講座の拡充
 - ・本市の歴史文化遺産への関心を高め、理解を深めるための講座や出前講座、歴史探訪、ワークショップなど、様々な取組みを行っていきます。
 - ・各公民館と共催講座など連携し、市内全域で「平戸学」講座の拡充を推進します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	市内学校での講座数	16回	R5	20回
2	平戸学講座の受講者数	279人	R5	300人

2 ひらど遺産の保存・保全、活用の推進

2- (1) 文化財の保存・保全、活用

【現状と課題】

「平戸市文化財保存活用地域計画（計画年：2019～2027）」は、平戸市にある貴重な歴史や文化、自然、生活生業などの多様な地域資源を、指定文化財という保護の枠組みにとらわれず、総合的に把握し、保存・保全、活用していくための基本的なアクションプランです。特に滅失や現状変更が危惧される地域資源は、保存・保全と活用の両方の取り組みをバランスよく進めることが大切であり、地域住民に認知され、社会全体で守っていく環境づくりが必要です。

【今後の主な取組】

- ① 保存・保全
 - ・住民の日常生活と来訪者が共存できる環境や継承団体のつながりを作り、情報を交換し、地域資源の保存・保全を行います。
- ② 情報発信・教育
 - ・地域資源の価値や魅力を理解してもらうために、来訪者へ情報発信を行うほか、地元での学習機会の提供を行います。
- ③ 整備・活用・受入
 - ・地域資源を活用し、魅力を高め、住民生活に配慮しながら来訪者が満足する受入体制を整備します。
- ④ 調査研究
 - ・文化遺産について学術的な調査研究を行い、分かりやすい内容で公開します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	平戸市文化財保存活用地域計画に記されるアクションプランの着手率	47.5%	R5	60%

2- (2) 世界遺産構成資産の活用拡充

【現状と課題】

平成 30 年 7 月に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産になっている「平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）、（中江ノ島）」には、年間約 1 万 4 千人が訪れていますが、年々減少傾向となっています。

来訪者との交流は、地元にもたらし集落の活気を生み出すなど、住民活動の原動力にもなっていることから、今後も「春日集落案内所かたりな」を中心とした普及啓発により、来訪者を増やしていくことが重要です。

世界遺産に登録された先行地の事例では、来訪者数は減少していくところもあることから、「春日集落案内所かたりな」と、他の関連施設と連携した取り組みなど、受け入れ体制の充実を図っていく必要があります。

【今後の主な取組】

① 普及啓発事業の実施

- ・集客力のあるイベントの開催やキリシタン関連施設との協力体制を構築し、連携した事業を実施します。
- ・西九州自動車道「平戸インター」の開通に合わせ、媒体を通じて九州各地域への情報発信を行います。

② 「春日集落案内所かたりな」の活用促進

- ・世界遺産ガイダンス施設である「春日集落案内所かたりな」の来訪者に対して、価値の普及啓発を図ります。
- ・ミニコンサートの開催や芸術作品の展示など新たな試みを企画し、さらなる都市住民と地元住民の交流を促進します。

③ 春日集落内の案内体制の整備

- ・春日集落内を散策する観光客に史跡などを案内するため、観光ガイドなどを活用した案内体制の整備を図ります。
- ・SNSなどを活用した「春日集落案内所かたりな」の情報発信に取り組みます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11 年度)
			年度	
1	「春日集落案内所かたりな」における企画展の回数	3 回	R 5	3 回
2	世界遺産普及啓発のイベントの回数	3 回	R 5	4 回

2- (3) 博物館等施設の活用

【現状と課題】

平戸市所有の博物館・資料館として、「博物館・島の館」「平戸オランダ商館」「大島村ふるさと資料館」があり、それぞれの特色に応じた展示・公開を行い、観光や小中学生の郷土学習などに活用されています。

しかし、各施設とも来館者数が減少傾向にあり、市民の来館も少ないことから体験交流活動の充実や新たな文化事業などを開催し、今までとは違う客層を呼べるような魅力ある施設運営が求められています。

【今後の主な取組】

- ① 企画展、展示内容のリニューアル
 - ・企画展の構想や常設展示の内容は、来館者が博物館や資料館に求める情報を収集し、魅力的で解りやすい展示への転換を進めていきます。
- ② 体験交流と新たな文化活動の充実
 - ・各施設の持つ特性を活かした体験交流メニューの開発やコンサートなどの文化行事を開催することで、新たな入館者の獲得を目指します。
- ③ 集客・接客の向上
 - ・指定管理者と連携し説明案内の質の向上に取り組み、入館者の確保につなげるため、効果的な集客・接客の向上に努めます。
- ④ 情報発信
 - ・博物館・資料館で調査研究した成果について、シンポジウムや企画展、「平戸紀要」「島の館だより」、SNSなどを活用し積極的に発信します。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	展示リニューアル数	2施設	R5	2施設
2	講座・体験学習メニュー数	11件	R5	15件
3	企画展開催数	13回	R5	15回

3 文化芸術活動の推進

3-（1）国民文化祭を契機に文化芸術に親しむ機会の充実

【現状と課題】

離島や過疎地域を多く抱える本市にとって、優れた舞台芸術や音楽・美術などを鑑賞する機会が多いとはいえないことから、国・県・民間の支援を得ながら、優れた文化芸術を鑑賞する場の提供に努めています。開催にあたっては、平戸文化センターや未来創造館・公民館などの公共施設を主に利用しています。

しかし、専用のホールが限られ、開催場所も偏ることから、各地域に所在する寺院・教会・古民家の活用、学校公演における市民観賞の連携など、市内全域で文化芸術に親しむ機会の充実が求められています。

【今後の主な取組】

- ① 国民文化祭の開催で多様な文化芸術の周知
 - ・国内最大の文化の祭典『国民文化祭』が長崎県で初開催となり、本市においても様々な文化事業が予定されています。これを機に国、県や市内文化団体と連携協力し、多様な文化芸術の周知に取り組みます。

- ② 学校公演の継続
 - ・文化庁巡回公演、県青少年劇場等の開催を継続的に進めるとともに、市民の鑑賞について開催校との連携を図るなど鑑賞の機会の充実に努めます。

- ③ 文化芸術鑑賞の機会の創出
 - ・国・県・民間事業の導入を図り、地域の資源（寺院、教会、博物館等）の活用を図ります。
 - ・長崎県美術展覧会や選抜作家展等の開催を推進し、より多くの市民が文化芸術を鑑賞できる機会の創出に取り組みます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	学校公演開催校数	3校	R5	5校
2	芸術鑑賞事業入場者数	481人	R5	1,000人

3-（2）文化芸術活動の支援拡大と活性化

【現状と課題】

本市の文化芸術活動は、文化協会4団体と公民館の利用団体を中心に行われています。また、美術振興会や田平権現太鼓など独自の活動を行っている団体、学校ごとの文化クラブ活動、PTAや健全育成会による文化芸術活動も行われています。

しかし、各文化芸術団体ともに会員の高齢化や新規加入者の減少による活動の衰退により、全市的な取組を進めるまでには至っていないのが現状です。また、それぞれの団体の活動資金や事務局体制においても市民主導の文化活動が求められています。

【今後の主な取組】

① 文化芸術活動団体の支援

- ・市民の自主的な文化芸術活動について、後援や情報発信による支援を行います。
- ・文化協会などの運営経費の一部を支援し、市民文化芸術活動の活性化を促します。

② 小中高校生文化活動の支援

- ・全国大会や九州大会への出場は、小中高校生の文化活動において大きな励みとなり、交流と経験を積む機会となるもので、出場経費の一部を支援することにより活動の活性化を図ります。

③ 学校関係文化活動団体への支援

- ・PTA、健全育成会など、学校関係者で組織する文化活動団体が実施する文化事業経費の一部を支援し、学校区における文化活動の活性化に取り組みます。

④ 国民文化祭を契機とした各団体間の協力の推進

- ・国民文化祭を契機として、各文化芸術団体が協力・協調した活動を行い、全市的な文化芸術事業の実施など、文化芸術団体間の協力意識の高揚を図ります。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11年度)
			年度	
1	文化協会加盟団体数	86団体	R5	90団体
2	学校関係文化活動団体への支援件数	3件	R5	5件

3- (3) 文化芸術活動の成果発表機会の確保

【現状と課題】

例年、各文化協会主催による文化祭、市民の芸術作品の展示を行う市美術展覧会を開催しています。いずれも市民文化活動の発表・展示の場として、地域に根ざした文化芸術活動として定着しています。

しかし、人口減少・少子高齢化や文化活動の多様化などにより、参加者数や出品者数が伸び悩んでおり、特に市美術展覧会の出品数を増加させるためには、学校教育との連携や公民館活動への働きかけなど、工夫や仕掛けが必要です。

【今後の主な取組】

① 文化祭の開催支援

- ・各文化協会などが主催する文化祭については、市民の文化活動における重要な発表の舞台であり、後援や情報発信を通じてより活性化に向けた支援を行います。

② 市美術展覧会の開催

- ・市民の芸術作品の発表・展示の場として、市美術展覧会を継続して開催することにより、市民の芸術創作活動の啓発に努めます。
- ・学校や公民館使用団体と連携し、「市民総参加」の市美術展覧会になるよう努めます。

【目指す成果指標】

No.	指標の内容	基準値		目標値 (R11 年度)
			年度	
1	市美術展覧会出品点数	668 点	R 5	800 点

第4章 教育振興基本計画の着実な推進

1. 計画の周知

本教育振興基本計画に掲げた施策が着実に実施できるよう目指すべき姿や施策の基本的方向性が、教育機関のみならず広く市民にも共有されるよう、市ホームページで公表するとともに、支所、出張所、公民館及び図書館などでも計画の周知を行います。

2. 計画の推進にあたっての関係機関等の連携

本教育振興基本計画に掲げる教育施策の円滑かつ効果的な展開のためには、国、県、市がそれぞれ役割分担のもと相互に連携・協力することが必要です。

特に、県とは緊密に連携し、国、県へ財政上の措置を要請するとともに本市の実情に応じた施策を効果的に実施するため、積極的に情報交換を行いながら本市教育の一層の充実を図っていきます。

本計画の実現には、行政や学校だけでなく、家庭をはじめ、子どもたちの健全な育成を支え、学んだことを活かし、考え、実践する場である地域、さらには福祉、産業、商工労働などの様々な分野のNPOや企業との連携が不可欠です。それぞれの分野、団体と連携を図り、社会全体が一体となり効果的な取組みを推進していきます。

3. 計画の進捗管理

本教育振興基本計画を着実に推進していくためには、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のPDCAサイクルに基づき、定期的かつ適切な進捗管理を行い必要に応じた取組みの改善を行います。

本教育振興基本計画の成果指標の進捗管理は、教育委員会定例会などによる定期的な点検を行い、意見、提案をいただくほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により毎年度実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の結果を用いて、各施策の継続的な点検を行い、効果的・効率的に施策を推進し計画の実効性を高めていきます。

4. 第4期平戸市教育振興基本計画（R7～R11）の成果指標

各重点目標に掲げている指標を再掲した一覧表です。

重点目標Ⅰ 「平戸の豊かな未来を創造する人材の育成」

No.	指標名	年度	基準値	目標値 (令和11年度)
1	全国学力・学習状況調査の結果	R5	全国平均未満	全教科 全国平均以上
2	長崎県学力調査の結果	R5	小(国・算)で県平均以上 その他県平均未満	全教科 県平均以上
3	ふるさとのことを理解し、愛情を持っている児童生徒の割合	R5	小中学校 平均 90.0%	小中学校 平均 95%
4	いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	R5	小学校 97.8% 中学校 96.0%	小中学校 100%
5	中学2年生のむし歯保有率	R5	16.0 %	12.0 % 以下
6	新体力テストにおける柔軟性「長座体前屈」	R5	全学年全国 平均以下	全学年全国 平均以上
7	肥満傾向にある中学2年生の割合	R5	男子 13.0% 女子 14.9%	10 % 以下
8	パソコンを使って資料を探したり、自分の考えをまとめたり、発表したりすることができる児童生徒の割合	R5	87.6 %	95.0 %
9	外部講師等を活用した児童生徒や保護者に対する情報モラル教育の実施	R5	87.0 %	95.0 %
10	特別支援教育支援員の配置人数の割合	R5	6.5 %	7.0 %
11	幼保小連携推進協議会の開催	R5	-	開催
12	市内各小中学校における年間30日以上欠席がある児童生徒の割合	R5	2.25 %	1.25 %
13	学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合	R5	67.5 %	80.0 %
14	超過勤務が月45時間を超える教職員の割合	R5	小学校 10.7% 中学校 25.1%	小学校、中学校ともに0%
15	年2回以上、各学校訪問指導の実施率	R5	100 %	100 % 維持
16	奨学金新規貸与者(累計)	R5	10 人	25 人
17	学校施設屋内トイレの洋式化率	R5	50.5 %	90 %
18	図書室、理科室及び音楽室への空調設置率	R5	23.7 %	90 %

重点目標Ⅱ 「生涯まなび、活躍できる地域づくりの推進」

No.	指標名	年度	基準値	目標値 (令和11年度)
1	生涯学習まちづくり出前講座(市民編)開催数	R5	68 回	75 回
2	公民館主催講座数	R5	58 講座	70 講座
3	図書資料密度(人口1人当たり貸出冊数)	R5	7.4 冊	8.0 冊
4	ひらど市民大学累計入学者数	R5	86 人	110 人
5	平戸市民生涯学習講演会の委託開催数	R5	3 回	3 回
6	人権教育に関する研究大会・講演の参加者数	R5	93 人	120 人
7	人権教育講座参加者数	R2	93 人	120 人

No.	指標名	年度	基準値	目標値 (令和11年度)
8	自然体験活動参加児童・保護者の満足度	-	-	70 %
9	地域子ども教室の開催数	R5	3 か所	5 か所
10	通学合宿実施地域	R5	2 地域	5 地域
11	ココロねっこ推進員数	R5	0 人	14 人
12	ながさきファミリープログラム累計開催数	R5	3 回	20 回
13	メディア安全指導員の養成	R5	1 人	5 人
14	各種大会やイベントでの軽スポーツの参加者数	R5	2,070 人	3,000 人
15	高齢者が参加できるスポーツ教室の開催数	R5	41 回	60 回
16	幼児向けスポーツプログラムの開催数	R5	5 回	10 回
17	部活動から移行した地域スポーツクラブの団体数	R5	1 団体	13 団体
18	指導者等の研修会の延べ参加者数	R5	60 人	100 人
19	スポーツ施設の利用者数	R5	10.7 万人	12 万人

重点目標Ⅲ 「平戸文化の保存・活用・継承」

No.	指標名	年度	基準値	目標値 (令和11年度)
1	指定文化財の総数	R5	217 件	223 件
2	平戸学文化遺産保全活用ポータルサイトのコンテンツの数	R5	9 件	12 件
3	平戸学のフォロワー数	R5	556 件	800 件
4	市内学校での講座数	R5	16 回	20 回
5	平戸学講座の受講者数	R5	279 人	300 人
6	平戸市文化財保存活用地域計画に記されるアクションプランの着手率	R5	47.5 %	60 %
7	「春日集落案内所かたりな」における企画展の回数	R5	3 回	3 回
8	世界遺産普及啓発のイベントの回数	R5	3 回	4 回
9	展示リニューアル数	R5	2 施設	2 施設
10	講座・体験学習メニュー数	R5	11 件	15 件
11	企画展開催数	R5	13 回	15 回
12	学校公演開催校数	R5	3 校	5 校
13	芸術鑑賞事業入場者数	R5	481 人	1,000 人
14	文化協会加盟団体数	R5	86 団体	90 団体
15	学校関係文化活動団体への支援件数	R5	3 件	5 件
16	市美術展覧会出品点数	R5	668 点	800 点

資料編

1. 平戸市教育振興基本計画策定委員会条例

令和6年3月25日条例第24号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、平戸市における教育の振興に関する基本的な計画を策定するため、平戸市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、平戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、平戸市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定について、必要な事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市内小学校長、中学校長及び幼稚園長の代表者
- (2) 市内社会教育及び社会体育関係団体の代表者
- (3) 市内文化関係団体の代表者
- (4) 識見を有する者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画が策定された日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、委員を委嘱又は任命の日以後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

(関係人の出席等)

第7条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係人に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、平戸市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年平戸市条例第36号）別表に規定する「その
他の委員」の額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2. 平戸市教育振興基本計画策定委員

(敬称略)

番号	委員	氏名	役職名
1	1号委員	◎ 堀江 泰賢	平戸市立田平中学校校長
2	1号委員	○ 市瀬 くみ子	平戸市立紐差小学校校長
3	1号委員	山村 昭文	やよい幼稚園園長
4	2号委員	安河内 佳子	平戸市社会教育委員
5	2号委員	高野 律子	平戸市生涯学習推進会議委員
6	2号委員	田原 正伸	平戸市体育協会副会長
7	3号委員	久家 孝史	平戸市文化協会副会長
8	4号委員	大石 妃富美	平戸市美術振興会長
9	4号委員	辻 俊郎	長崎県立猶興館高等学校長
10	5号委員	塚本 吉弘	平戸市PTA連合会長

◎ 委員長 ○副委員長

3. 用語解説

用語	説明	関連ページ
ア行		
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと	6, 9, 17, 21
生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力のバランスのとれた力のこと	15
遠距離通学	小学校で片道4 km以上、中学校で片道6 km以上の距離を通学すること	22
カ行		
架け橋プログラム	幼児教育と小学校教育を円滑に接続するために、架け橋期（幼児教育施設の年長児の4月から小学校1年生の3月までの2年間）の教育の充実を推進する全国的な取組みのこと	18
春日集落案内所 かたりな	重要文化的景観や世界遺産の普及啓発のために造られた春日町に設置した案内所のこと	10, 38
学校統計基本調査	学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とした学校に関する基本的事項の調査のこと	9
学校保健委員会	学校、地域、保護者、学校医等で、学校における健康の問題を研究協議し、健康づくりを推進する組織のこと。	15
学校メディア宣言	電子メディアの利用に関し子どもたち自身がそのリスクや身体や心への影響を学んだ上で、よりよい使い方を自分たちで考え宣言する取り組み	29
家庭の日	子どもの育ちには家庭が果たす役割が重要であることから、毎月、第3日曜日に制定された家族が子どもを中心としたふれあいを深める日のこと	30
GIGAスクール構想	義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する計画	17
キャリアパスポート	小学校から高等学校を通じて、児童生徒にとっては自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるもの	18

県青少年劇場	県内の青少年を対象に、音楽・演劇・古典芸能など優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、青少年の豊かな心を養い、文化活動の振興を図る長崎県の事業のこと	8, 40
校務支援システム	業務の軽減と効率化を図るため、学籍・成績などの校務を情報化して一つのソフトで行うシステムのこと	21
国民文化祭	全国から集結した、演劇、吹奏楽、美術作品などを発表する文化の祭典のこと	40, 41
ココロねっこ運動	青少年の健全育成のために、県と市町が一体となり各関係機関・団体と連携協力し、大人のあり方を見直し、大人みんなで子どもの心を育てる県民運動のこと	29
個別の教育支援計画	個別の支援を要する児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、乳児期から学齢期までを見通し、特別支援教育の視点から作成された教育計画のこと	18
サ行		
就学指導コーディネーター	就学前の早い段階から就学に向けた相談及び適切な指導を行う者	18
主体的・対話的で深い学び	児童生徒の目指すべき資質・能力を育むために新学習指導要領で示された視点のこと	13
授業支援ソフト	IT端末を利用した授業のために、システム上で提供している学習支援ツールのこと	6, 17
情報モラル	「情報社会を生きるために必要な態度や考え方」多くの情報から必要な情報を取り出して活用する力やインターネット上でのマナーなどのこと	9, 17
情報リテラシー能力	目的に応じて適切に判断、評価、選択、発信できる能力のこと	17
図書資料密度	人口1人当たりの図書の貸出点数のこと 図書貸出冊数÷人口	25, 44
人権週間	法務省の人権擁護機関において1週間（12月4日から12月10日）を「人権週間」と定め、昭和24年から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行う週間	14
スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する専門職のこと	19
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る福祉の専門職のこと	19

スクールバス	遠距離通学児童生徒のため運行される市運営の通学用（登下校）バス	22
全国学力・学習状況調査	全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために行われるテスト。（小学校第6学年、中学校第3学年を対象に、国語、算数・数学を毎年、理科、英語は3年に1度実施）	6, 9, 13, 14
夕行		
体力向上アクションプラン	児童生徒が運動やスポーツを好きになり、その結果として体力向上につなげることを目的として、各学校が考え、実践する取組・計画のこと	16
確かな学力	知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの	6, 13
地域こども教室	地域住民、多様な経験や技能を持つ人材・大学・企業等の参画により、放課後や土曜日などに、子どもたちの学習や様々な体験・交流活動を実施すること	7, 28, 45
地域資源データベース	有形・無形、指定文化財・未指定文化財に関わらず収集した情報を整理したデータベースのこと	10
中高連絡協議会	市内中学校長、近隣高等学校長、教育委員会事務局が集まり、諸問題を協議する組織のこと	18
長寿命化整備	学校施設の築80年維持を前提に、維持管理費の縮減を図りながら学習・生活環境の質を向上していく予防的メンテナンスのこと	6
通学合宿	地域の人々の協力のもと、炊事、洗濯、買い物、もらい湯などの生活体験を行い、集団生活、地域との交流活動を通し、人間関係力や生活力を育むため異年齢児童が1週間程度、公民館等において共同生活を行いながら通学する体験活動のこと	7, 10, 29, 45
デジタル教科書	教員が児童生徒に提示して指導するための「指導者用デジタル教科書」のこと。紙媒体の教科書内容だけでなく、音声や動画もふんだんに取り入れられている。	17
出前講座	市民からなるグループが、メニューの中から学びたい講座を申し込み、講師となる市民、市職員が出向いて行う講座のこと	7, 8, 9, 24, 25, 36

伝統的建造物群	代々受け継がれてきた歴史的風致、集落や町並み全体を一つのエリアとして評価し、文化財として指定したもの	34
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの	18
ナ行		
長崎県学力調査	平成15年度から始まった本県独自の学力調査。小学校第6学年、中学校第3学年を対象に国語、算数・数学のテストを行っている。	9, 13, 14, 44
長崎っ子の心を見つめる教育週間	長崎市、佐世保市で過去発生した青少年による痛ましい事件を忘れず、二度と起こさないことを再認識する機会とする観点から、「命に関する講話等」の実施、「道徳の授業公開」、家庭、地域、関係機関と連携した取組などを行う週間のこと	14
ながさきファミリープログラム	ワークショップ形式により、子育てのヒントを得られるように構成された参加型学習プログラムのこと	30
ハ行		
平戸あこがれ物語	子どもたちが、ふるさと平戸の魅力を知り、ふるさと平戸に憧れの気持ちを抱くことを願い「平戸子ども読本」として、現職の教諭が編さんした刊行物。第1章は人物、第2章は建造物や遺跡などをテーマとしている。	14
平戸学	豊かな自然や歴史文化遺産、伝統文化などを大切にしたい、市民の郷土愛を育むために実施する調査研究や普及啓発の取組みのこと	8, 10, 34, 35, 36,
平戸紀要	本市が郷土の歴史や文化について調査研究した成果をまとめて毎年発行する刊行物のこと	36
平戸検定ジュニアバージョン	平戸の魅力に触れ、ふるさとへの興味・関心を高めることを目的とした、平戸に関する知識を問う検定のこと	6, 9, 14
平戸市学力調査	市販の学力テストを流用し、小学校全学年を対象に国語、算数、中学校は第1学年、第2学年を対象に国語、社会、数学、理科、英語で行っている平戸市独自の学力調査のこと	13
平戸市教育委員会指定研究校	市内小中学校の授業改善の拠点校として、市教育委員会指導の下、研究を行う学校のこと	21

平戸市文化財保存活用地域計画	平戸市にある貴重な歴史や文化、自然、生活生業などの多様な地域資源を、総合的に把握し、保存・保全、活用していくためのアクションプランのこと	10, 37, 45
ひらどっ子	平戸市独自の歴史や文化、自然などに触れて育ち、それらに愛着心を持ち誇りに思う子どもたちのこと	28, 32
ひらどっ子まんなか社会	子どもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで将来に渡って幸せに生活できる社会のこと	28
ファシリテーター	会議やミーティングなどにおいて、中立な立場に立ち、参加者の状況を見ながら議事進行を務め、問題の解決や合意の形成に導く役割をする人のこと	10
VUCA (ブーカ)	Volatility: 変動制、Uncertainty: 不確実性、Complexity: 複雑性、Ambiguity: 曖昧性の各単語の最初のスペルから作った単語	4
プレーヤーズセンタード	プレーヤーを中心にさまざまな役割をもつ人たちがそのネットワークのなかで互いが関わりあって成長していくとう考え方	33
マ行		
まどか	母子手帳と共に配布される本市独自の子育て相談支援ファイルのこと	18
メディア安全指導員	ゲーム機、スマートフォン、インターネットなどの電子メディアがもたらす影響やその対処について、学校、保護者、各団体に対して安全指導講演を行う資格を持った者のこと	9, 30, 45
メディアコントロールチャレンジ	学校と家庭が連携し、テレビやスマートフォン、ゲーム機などのデジタル機器の使用時間をコントロールすることで、望ましい生活習慣を身に付けようとする取り組みのこと	16
ヤ行		
幼保小代表者連絡協議会	市内の幼児教育・保育施設長及び小学校長が一同に会し、各教育施設の教育内容などについて共通理解し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続と推進を図ることを目的とした会議のこと	6, 9, 18
ワ行		
わたしたちの平戸市	市内小学校の中学年で地域学習に活用するために作成された平戸市独自の副読本のこと	14

第4期平戸市教育振興基本計画

発行年月 令和7年3月

編集発行 平戸市教育委員会

〒859-4807 平戸市田平町里免27番地1

TEL 0950-22-9213 (直通)

FAX 0950-25-1211

Email kyouikusomu@city.hirado.lg.jp